

## 北区介護保険事業者に係る事故報告取扱要綱

15北福介第812号  
平成16年3月16日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、別表に規定された事故報告について必要な事故報告取扱基準を定め、速やかに北区内の指定居宅介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに介護医療院（以下「サービス事業者等」という。）から東京都北区健康福祉部介護保険課（以下「北区介護保険課」という。）へ事故報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (報告対象者)

第2条 事故報告は、負傷又は死亡事故等（以下「事故等」という。）に係る介護サービス利用者が区内在住者（住所地特例者を含む。）である場合及び事業者又は施設所在地が区内の場合に行うものとする。

### (事故の範囲)

第3条 サービス事業者等が報告すべき事故等とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 介護サービス提供（利用者の送迎及び通院を含む。）時における死亡事故及び転倒又は転落に伴う骨折、出血、火傷、誤嚥、異食及び誤与薬等で、利用者が治療を要した事故。
- (2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬  
感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1・2・3・4・5類の感染症（ただし、5類の定点把握を除く。）とする。
- (3) サービス事業者等の従業員の法令違反及び不祥事で利用者の処遇に影響があるもの
- (4) 火災、震災、風水害その他災害で介護サービス提供に重大な影響があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事故等

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとする。

- (1) 比較的軽易なけが等の身体的被害であって、医療機関での受診及び治療を要しない場合
- (2) 老衰等により死亡した場合

### (報告事項)

第4条 サービス事業者等が報告すべき事項は、事故等に関する次の各号に規定する事項とする。

- (1) 報告年月日

- (2) 事故等が発生した事業所の名称、所在地、管理者の氏名、報告者、事業者番号及び事業所の電話番号
  - (3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、生年月日、年齢、性別、電話番号、要介護度及び保険者名
  - (4) 事故等の発生年月日、発生場所、サービス種別、事故の概要、原因等
  - (5) 治療等を受けた医療機関の名称、所在地、治療の概要並びに利用者の家族等に対する連絡状況
  - (6) 事故後の利用者の現況、再発防止に向けての今後の対応、損害賠償等の状況
  - (7) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項
- 2 事故報告書の標準例は別記様式のとおりとする。ただし、本状における事故報告の項目が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

#### (報告の方法)

- 第5条 サービス事業者等は、事故等が発生したときは、直ちに事故等の概要を利用者の家族に連絡するとともに、前条第2項の事故報告書にて、第一報を、前条第1項第1号から第5号までの事項について北区介護保険課に提出しなければならない。
- 2 サービス事業者等は、緊急性の高い事故等については、前項に規定する第一報を、北区介護保険課に電話等で行わなければならない。
  - 3 サービス事業者等は、事故等の処理が終了したときは、前条第1項第6号の事項について、遅滞なく北区介護保険課に提出しなければならない。

#### (対応)

- 第6条 報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。事故対応は、当該被保険者が、区民の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

#### 付 則

この要綱は、平成16年 4月 1日より施行する。

付 則 (平成18年 7月13日 助役専決18北福介第205号)

この要綱は、平成18年 4月 1日から適用する。

付 則 (平成22年 9月 6日 副区長専決22北福介第2146号)

この要綱は、平成22年 9月 6日から施行する。

付 則 (平成27年 3月13日 区長決裁26北福介第3909号)

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成28年 3月25日 区長決裁27北福介第4192号)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

付 則 (平成29年 5月25日 区長決裁29北福介第1451号)

この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。

付 則 (平成30年 4月 1日 区長決裁30北福介第1745号)

この要綱は、平成30年 4月 1日から適用する。

別表（第1条関係）

| 基準  | 条項   | 内容  |
|---|--|---|
| 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)   | 第39条第1項<br>第58条<br>第78条<br>第88条<br>第97条<br>第110条の2第1項<br>第110条の2第3項<br>第145条<br>第167条<br>第203条<br>第236条<br>第247条<br>第262条<br>第275条 | 指定訪問介護事業者の事故報告<br>指定訪問入浴介護事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定訪問看護事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定訪問リハビリテーション事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定居宅療養管理指導事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定通所介護事業者の事故報告<br>指定通所介護事業所の設備を利用した宿泊等サービスの事故報告<br>指定通所リハビリテーション事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定短期入所生活介護事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定短期入所療養介護事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定特定施設入居者生活介護事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定福祉用具貸与事業者の事故報告(第39条第1項準用)<br>指定特定福祉用具販売事業者の事故報告(第39条第1項準用)   |
| (削除)<br>東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年東京都条例第52号)   | (削除)<br>第29条第1項  | (削除)<br>指定居宅介護支援事業者の事故報告  |
| 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)  | 第38条第2項  | 指定介護老人福祉施設の事故報告   |
| 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第42号)   | 第38条第2項  | 介護老人保健施設の事故報告   |
| 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第98号)   | 第36条第2項  | 指定介護療養型医療施設の事故報告  |
| 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年東京都条例第51条)  | 第38条第2項  | 介護医療院の事故報告  |
| 東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月東京都北区規則第51号)   | 第38条第1項<br>第56条<br>第56条の17第1項<br>第56条の17第4項<br>第74条の2第1項<br>第74条の2第4項<br>第103条<br>第122条<br>第142条<br>第167条第2項<br>第192条              | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の事故報告<br>指定夜間対応型訪問介護事業者の事故報告(第38条第1項準用)<br>指定地域密着型通所介護事業者の事故報告<br>指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用した宿泊等サービスの事故報告<br>指定認知症対応型通所介護事業者の事故報告<br>指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊等サービスの事故報告<br>指定小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告(第38条第1項準用)<br>指定認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告(第38条第1項準用)<br>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の事故報告(第38条第1項準用)<br>指定地域密着型介護老人福祉施設の事故報告<br>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告(第38条第1項準用)  |
| 東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年)   | 第28条第1項  | 指定居宅介護支援事業者の事故報告  |
| 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)                     | 第36条第1項<br>第56条<br>第74条<br>第84条<br>第93条<br>第105条の2第1項<br>第105条の2第3項<br>第123条<br>第142条<br>第181条<br>第217条<br>第234条<br>第248条<br>第262条 | 指定介護予防訪問介護事業者の事故報告<br>指定介護予防訪問入浴介護事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防訪問看護事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防居宅療養管理指導事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防通所介護事業者の事故報告<br>指定介護予防通所介護事業所の設備を利用した宿泊等サービスの事故報告<br>指定介護予防通所リハビリテーション事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防短期入所生活介護事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防短期入所療養介護事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定介護予防福祉用具貸与事業者の事故報告(第36条第1項準用)<br>指定特定介護予防福祉用具販売事業者の事故報告(第36条第1項準用) |
| 東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月東京都北区規則第51号) | 第35条第1項<br>第35条第4項<br>第62条<br>第82条   | 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の事故報告<br>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊等サービスの事故報告<br>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の事故報告(第35条第1項準用)<br>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の事故報告(第35条第1項準用)  |
| 東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成26年12月東京都北区規則第60号)               | 第27条第1項  | 指定介護予防支援事業者の事故報告  |